

令和4年4月8日

生徒及び保護者の皆様

県立港北高等学校長

### 新型コロナウイルス感染症に係る対応について

日ごろより、本校の教育活動について、ご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う県立学校における取組に関しまして、令和4年3月29日付けで神奈川県教育委員会より発表された対応に基づき、行うことといたしますので、お知らせいたします。感染状況の変化等によって変更になる場合もありますが、その時は改めてお知らせいたします。

神奈川県教育委員会のHP、各自治体（横浜市、特別区等）のHPにも厚生労働省からのお知らせ等が掲載されておりますので、あわせてご覧ください。

本校においても、今後とも感染拡大防止に向けた取組、感染者発生時の適切な対応に努めてまいります。ご家庭におかれましても、日常の健康観察を行っていただきますとともに、感染防止（マスクの着用、消毒作業、食事の際のルールの順守、「3密」の回避等）にご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

オミクロン株が主流である間の当該株の特徴をふまえた県立学校における児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合の当面の対応

#### 1 陽性が確認された場合の対応

- 発症日を0日として翌日から10日間を出席停止とします。
- 無症状の場合は検査日（セルフテストを含む）から7日間を出席停止とします。ただし、10日を経過するまでは健康状態の確認を行ってください。
- 検査時に無症状でも、療養中に発症した場合は、発症日を0日としてカウントしなおし、10日間の療養となります。

#### 2 濃厚接触者が確認された場合の対応

- 全体の教育活動は継続しながら、有症状者や濃厚接触者相当の者の確認、消毒作業を行います。
- 家庭内等で感染者が発生した場合、保健所の聞き取りは行わず、すべての同居者は濃厚接触者となります。その場合、次の対応となります。
  - ・感染者と最後に接触した日の翌日から7日間は、健康観察を行うとともに、不要不急の外出は避けてください（従来通り）。
  - ・8日目以降10日目までは、自分の健康状態の確認をしてください（従来通り）。
  - ・無症状の場合は、4日目、5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で「陰性」が確認されたとき、5日目から登校可能となります（新規）。
  - ・自宅待機期間中に症状が出た場合は医療機関に相談し、陽性となった場合は発症日を0日として、10日間療養を行うとともに、学校にその旨をご連絡ください（従来通り）。

### 3 発熱等の風邪症状がみられる場合

- 本人に症状がみられる場合、原則、症状が改善されるまで出席停止となります。医療機関の受診または自宅療養をお勧めいたします。
- 同居の家族に発熱等の風邪症状がみられ、感染の可能性について保護者からの申し出があった場合は、原則当該家族の症状が改善されるまで、登校は控えてください（この場合は「校長が出席しなくてよいと認めた日」と扱うことができます）。

問合せ先  
副校長 三上  
電 話 (045)541-6214